

学校運営協議会の設置について

宮崎県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成 31 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条の規定に基づき、下記の高等学校に学校運営協議会を設置する。

1 設置する学校・主な取組内容等

設置する学校	主な取組内容等
本庄高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域との連携により、デュアル・システム等による教育の推進 ● 高いブランド力を持つ地域資源をいかした協働を通し、地域活性化に貢献する魅力的な学校づくり
福島高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ● 「くしま学」による地域文化理解等、串間市との連携による連携型中高一貫教育の推進 ● 経済団体等との連携による「選ばれるまちづくり」に向けた地域課題解決型学習モデルの推進
飯野高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域交流・支援活動、小中学校との教育連携事業等を充実させた質の高い学習環境の構築 ● 県外・海外との相互コミュニケーションや地域の教育資源を活かした地域づくり教育活動の充実
門川高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会に開かれた教育課程の構築による、保護者、地域住民の学校運営への参画、支援及び協力の推進 ● 門川町、大学等との連携による新たな門川ブランドの共同開発プロジェクト学習の研究
高千穂高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ● 世界農業遺産をいかした、産学官連携での GIAHS アカデミー等の探究活動の充実 ● 地域理解・課題の「発掘」、地域への提案を共有する「発信」、魅力を創造する「協働」を推進する。

2 設置する時期

平成 31 年 4 月 1 日